

都市緑化分野における地球温暖化対策について

平成19年2月



都市緑化分野における地球温暖化対策

都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾等における緑化の推進、既存の民有緑地の保全、新たな緑地空間の創出等の推進

取組の例

公園・緑地における取組

都市公園の整備、都市緑化の推進等により、都市における新たな緑地空間を創出

<都市公園の整備>

都市公園事業を通じた用地の確保、樹木の植栽等を推進

○都市公園・緑地保全等事業に係る予算補助

(用地1/3、施設1/2等)

○公園用地の確保に係る税制上の特例措置 等



<都市緑化の推進>

民間開発にともなう緑の確保など、市街地等における緑化を推進

○緑地協定制度、地区計画等緑化率条例制度等の活用

○緑化施設整備計画認定制度の活用
(緑化施設整備に対する固定資産税の特例措置)

○政策投資銀行融資制度(エコビル整備事業)の活用 等



道路における取組

○道路緑化の推進により、安全かつ快適な道路交通環境、道路景観等を創出



河川・砂防における取組

○自然再生事業や多自然川づくりにより緑豊かな河川空間を創出

○都市山麓グリーンベルトの整備などにより緑豊かな都市環境を創出



普及啓発

○みどりの月間(4/15-5/14)
○都市緑化月間(毎年10月)
○都市緑化基金の活用 等



技術開発

○都市緑化等によるCO₂吸収量の算定

その他各分野においても、新たな緑地空間の創出を推進

国際的な吸収源対策の位置づけ

— 気候変動枠組条約締約国会議(COP)の流れと吸収源対策に関する決定事項 —

COP3 京都議定書 (1997年12月)

○温室効果ガスの国別削減割当量が示されると共に、京都議定書締約国が適用可能な吸収源対策について、第3条3項(1990年以降の植林、再植林及び森林の減少)及び4項(土地利用変化及び森林分野における追加的な人為的活動)の規定がなされる。

○1996年改定IPCC(気候変動に係る政府間パネル)ガイドラインを用いて、温室効果ガス排出・吸収目録(インベントリ)を作成することを決議。

COP7 マラケシュ合意 (2001年11月)

○京都議定書に基づく吸収源対策の定義や報告方法が明確化。

○吸収源の計上方法のガイドライン作成をIPCC(気候変動に係る政府間パネル)に要請。

COP10 ブエノスアイレス(2004年12月)

○京都議定書の第1約束期間における計上・報告方法として、IPCCが作成した吸収源の計上方法のガイドライン「土地利用、土地利用変化及び林業に関する良好手法指針」(LULUCF-GPG)を承認。これに基づき、気候変動枠組み条約及び京都議定書下での吸収源対策の詳細ルール及び報告様式が決定。

京都議定書目標達成計画
(2005年4月)

1996年ガイドラインによる吸収量の設定

京都議定書目標達成計画の
見直し (2007年)

LULUCF-GPGによる吸収量の設定

目標達成計画見直しにあたっての変更点

・京都議定書第3条3項、4項及び京都議定書の主要な運用ルールであるマラケシュ合意により、京都議定書の第一約束期間における付属書 I 締約国の**吸収源分野の吸収／排出報告の対象となる活動**として、以下の7つの活動が規定されている。

- 第3条3項 新規植林、再植林、森林減少 ○第3条4項 **植生回復**、森林経営、農地管理、放牧地管理
- ・このうち、第3条3項活動は報告必須、第3条4項活動は各国が選択可能であり、**日本は「森林経営及び植生回復」を選択した**(2006年8月30日提出の割当量報告書)。
- ・都市緑化等については、基本的に、**植生回復活動として吸収量を計上することとする**。

	算定根拠	植生回復活動の定義	算定に計上する事業等	算定方法
京都議定書目標達成計画(2005年)	1996年 IPCCガイドライン	当時未定	○旧建設省における公共公益施設の植樹計画に計上した事業(都市公園・道路・河川等・下水道処理施設等・官公庁施設・公的直接供給住宅)	○緑化面積に、1996年IPCCガイドラインに基づくデフォルト値(年間バイオマス生長量)を乗じる
京都議定書目標達成計画の見直し(2007年)	2004年 土地利用、土地利用変化及び林業に関する良好手法指針(LULUCF-GPG)	○2006年8月条約事務局へ報告された植生回復活動の定義 「1990年以降に行われる開発地における公園緑地や公共緑地、又は行政により担保可能な民有緑地を新規に整備する活動」 具体的には、 「過去20年以降に森林でなかった都市域等において、1990年以降2012年までの間に、新規の樹木(中高木)植栽を含めた面積500㎡以上の緑化事業」と想定	○左記の定義に該当することが大前提 ○上記事業にプラスして、港湾緑地、工場緑地、緑化施設整備計画認定緑地等を計上予定	○植樹本数に、LULUCF-GPGIに基づくデフォルト値(樹木1本あたりの吸収量)を乗じる ○5つの炭素プール(地上バイオマス、地下バイオマス、落葉・落枝(リター)、枯死木、土壌)ごとの炭素収支を算定する

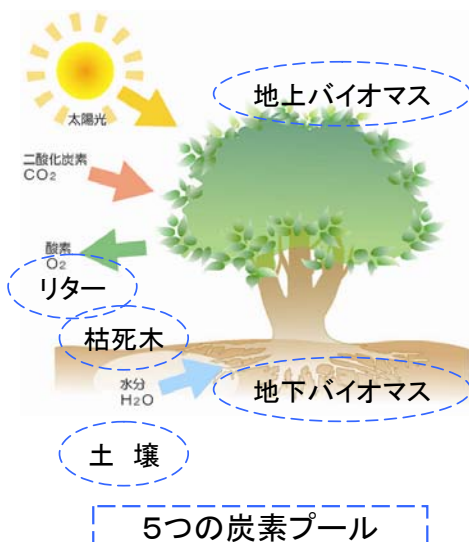
(参考) LULUCF-GPGに基づく京都議定書への報告方法の概要

○京都議定書への報告は様式が定められており、吸収源分野は、以下の3つについての様式と、それに伴う根拠資料を提出する必要がある。

京都議定書の下でのLULUCF活動に伴う炭素ストック変化量

5つの炭素プールごとの炭素収支を算定し、報告する必要あり

【日本国の植生回復にかかわる炭素プールの定義】



地上バイオマス: 高木の地上部

地下バイオマス: 高木の地下部。

リター: 高木から当該年に自然に地上に落下した葉・枝・実・花。落下した翌年からは、「土壌」として扱う。

枯死木: 立木が枯死することにより発生する木質バイオマス。

土壌: 地下部の炭素のうち、リター及びバイオマス・リター・枯死木の地下部を除いたもの。

それぞれの算定値は、以下のような詳細データをそろえて報告し、条約事務局による審査に対応可能な整理を行う必要あり

都道府県別数値

事業実施場所の特定

現在の土地利用の把握

過去20年間に森林であった土地の除外

LULUCF活動に関する補助的な背景データ

石灰の施与による炭素排出

バイオマスの燃焼による炭素排出